

令和6年12月26日に施行されました

高知県手話言語条例

正式名称：高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例



「手話は言語である」という認識に基づき、ろう者を含む全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定しました。
高知県は、条例の基本理念にのっとり、手話の普及や習得機会の確保、使用しやすい環境整備を図っていきます。

基本理念

手話の普及等は、ろう者を含む全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、図られなければならない。

県の責務

- 手話の普及等に必要な施策を策定し、推進する
- 基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な啓発を行う
- 上記の取組について市町村と連携を図る

基本的施策

- 手話を学ぶ機会の確保
- 手話を用いた情報発信
- 手話通訳者およびその指導者の確保、養成等
- 学校における手話の学習等
- 事業者への支援
- 手話に関する調査研究

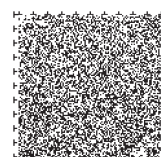
県民の役割

- 手話が言語であることを認識し、手話に対する理解を深める
- 県または市町村が実施する施策に協力するよう努める

事業者の役割

- ろう者に対しサービスを提供する際に、手話その他の方法により、必要な情報を取得することができるよう配慮する
- ろう者が働きやすい環境整備に努める
- 県又は市町村が実施する施策に協力するよう努める

音声コード (Uni-Voice)



高知県

あなたも一緒に手話で話そう



こんにちは

顔の前で2本の指を立て、時計の12時の針を表して、頭を下げます



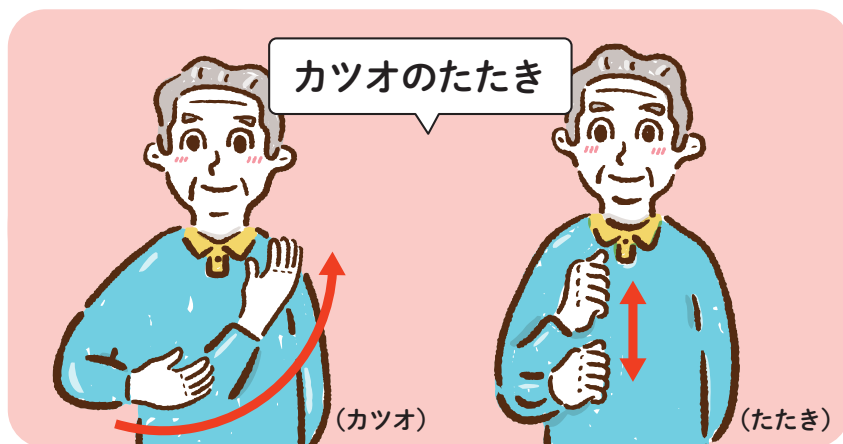
ありがとう

片手の甲にもう片方の手を直角に乗せ、上げながら頭を下げます



さようなら

広げた手のひらを前に向けて、顔の脇で振ります (バイバイの仕草)



カツオのたたき

片手をし字にし、体の前で斜め上に振り上げます (カツオの一本釣りを表現)

にぎったこぶしを縦に2回振ります (たたき仕草)

手話は、身振り手振りだけでなく表情にも役割があり、表現が豊かな言語です。手話への理解を深めることは、聞こえない人への理解につながり、お互いが尊重し合う社会に近づく第一歩になります。

動画
「手話で話そう」



手話の歴史

明治初期、日本初のろう学校が開設され、今の手話の原型となる「手勢」が考案されました。しかし、ミラノ会議において、ろう学校で手話の使用を禁止し口話のみを奨励することが決議され、昭和初期には日本のろう教育も制約を受けることになりました。

その後、昭和後期には、手話通訳の養成・派遣事業が始まるなど手話が社会に広がっていき、平成には、障害者権利条約の採択や、バンクーバー会議でのミラノ会議決議全面撤回などを経て、日本の法律などでも手話が認められるようになりました。

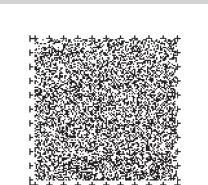
世界の手話、高知の手話

手話は言語であり、国によって異なります。例えば、アメリカでは「ありがとう」は投げキッスの動作で表しますが、日本では力士の所作に由来する、手刀を切るような動作を行います。それぞれの国の文化が表れています。



また、手話には方言も存在します。例えば上で紹介した「カツオ」の手話は高知県独自の表現です。おもしろいですね。

音声コード (Uni-Voice)



電話リレーサービスとは？

電話リレーサービスは、耳の聞こえない人や話すことがむずかしい人との電話において、通訳オペレーターが「手話」「文字」「音声」を通訳するサービスです。



問合せ先

高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課
〒780-8570 高知市丸の内1丁目2番20号
TEL : (088) 823-9633
FAX : (088) 823-9260
E-mail : 060301@ken.pref.kochi.lg.jp